

第2章 基準内賃金

(基本給)

第9条 基本給は、日給月給、日給制、時間給制とする。

2 基本給は、雇用契約締結時に下記キャリアパスフレームを元に年齢、経験、職務遂行能力、地域の賃金相場等を考慮して決定する。

等級	役職又は雇用形態	職責	職務内容	資格(取得必須要件)	基本給 (役職手当及び資格手当及び特別手当含む)
5級	総括責任者	複数事業所の運営責任を負い、管理職の育成ができる	各事業所の売上・利益管理 事業方針の作成・実行 管理者の管理・面談		355,000 ～ 185,000
4級	管理者	1事業所の運営責任を負い、介護職の育成ができる	事業所の管理・シフト調整 売上管理・スタッフ管理・ 面談・改善提案の実行	介護福祉士 又は看護師	305,000 ～ 175,000 (最賃)
3級	主任	一人で業務を行うことができ、新任職員に指導できる	1・2級業務に加えて後輩 指導育成 外部機関との連携	介護福祉士 又は看護師 又は実務者 研修	255,000 ～ 175,000 (最賃)
2級	副主任及び正規職員	一人で業務を行うことができる	1級職務に加えて 改善提案・行事企画 個別援助の実践	介護福祉士 及び看護師 及び実務者 研修又は初 任者研修	205,000 ～ 175,000 (最賃)
1級	正規職員 有期契約 労働者	補助を受けながら業務を行うことができる	日常介護業務全て 報告・連絡・相談・観察・記録	介護福祉士 及び看護師 及び実務者 研修又は初 任者研修	185,000 ～ 175,000 (最賃)

※資格(資格必須要件)に関しては、准看護師も看護師と同等の取り扱いとする。

※最低賃金が更新された場合は、(最賃)も自動的に更新されるものとする。